

第四號

六月三日

内閣閣甲第一七六號

昭和十五年五月三十日

内閣書記官長 石 渡 莊太郎



陸軍次官 阿南惟幾殿

興亞奉公日ノ趣旨徹底ニ關シ今般國民精神總動員本部理事會ニ於テ

別紙ノ通決定相成候ニ付テハ參考ノ爲送付致候條爾今一層右趣旨ノ徹底ヲ計ラルル様致度依命及通牒候也

興亞奉公日ノ趣旨徹底ニ關シ今般國民精神總動員本部理事會ニ於テ

別紙ノ通決定相成候ニ付テハ參考ノ爲送付致候條爾今一層右趣旨ノ

興亞奉公日徹底方策

(昭和一九五二、二七、二八日
精勤本部理事會決定)

趣旨

昭和十四年八月、政府は時局重大なるに鑑み「全國民は擧つて戦場の勞苦を偲び、自肅自省、之を實際生活の上に具現すると共に、興亞の大業を興贊して、一億一心、奉公の誠を效し、強力日本建設に向つて邁進し、以て恒久實踐の源泉たらしむる日」として、興亞奉公日を設定せり。爾來、國民精神總動員中央聯盟はその趣旨の徹底に努め、官民一途、その實踐に當り、戦時生活の確立に貢献するところ多大なりしとは云へ、なほ未、前線將士の緊張に比し、銃後一部の奉公に遺憾なるものなしとせず。因て國民精神總動員本部はその改善を期し、一層興亞奉公日の眞義を徹底し、上下億兆の實踐を通じて、所期の目的の貫徹に邁進せんことを期す。

三方針

イ、興亞奉公日の實踐事項を具體化するに當りては、常に時局認識を新にすることに努め、特に左の如き積極的方面に留意すること。

1. 能率増進

2. 増産励行

3. 節減實踐

4. 既已生活

5. 貯蓄實行

ロ、官公署は益々率先垂範の實を擧ぐることに。

ハ、一般に對しては益々その眞義の徹底と實踐の強化を圖ること。

必要なる向に對しては夫々適切なる對策を講ずること。

三、徹底方法

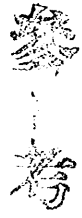
イ、官公署に於いては夫々申合等の方法により、具體的に實踐事項を定め、その遵守をなすこと。

ロ、會社、銀行、商店、工場等に於いては夫々申合をなし、實情に應じ奉公日の實踐をなすこと。

ハ、學校、各種團體、實踐網等は、夫々奉公日の趣旨の徹底を圖ると共に、實情に應じ申合等の方法により、その實踐を強化すること。

と。

ニ、花柳界、カフェー、バー等に對しては、奉公日の趣旨に反するが如き事態の發生を防止するため、積極的に指導すること。(組合等の申合により、慰問文、慰問袋の作成、各種講習、修養等をなさしむること)



(一) 本部

本部は興亞奉公日に當り次の事項を嚴守することを誓ふ。

イ、黎明起床、皇大神宮遙拜

本部役職員一同、一家擧つて

ロ、早朝、明治神宮參拜

本部役員は公務に差支なき限り、職員は全員漏なく

ハ、一時間早く登廳、一時間晩く退廳

ニ、能率倍加

夫々勤務上一ヶ月の大計を樹て、明日よりの御奉公に就き必要なる準備をなすこと。

ホ、正午、本部村の會常會

詔書捧讀、誓詞朗讀、代用食、奉公精神の振作、職員の團結

ヘ、禁酒、禁煙、克己生活、公務上差支ある場合を除き徒歩勵行

ト、報國貯蓄

克己生活により節約し得たるものを必らず貯蓄すること。